

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第二十二卷 第四號

大正十四年十一月一日發行

## 論叢

整稅案の缺點としての負債利子の問題……………法學博士 神戸 正雄

八幡船考……………文學博士 新村 出

矢内原「アダム・スミスの植民地論」を讀みて南京條約の以前治外法權問題に就いて……………文學博士 山本美越乃

フッサールの現象學……………文學博士 矢野 仁一

自殺統計論……………法學博士 米田庄太郎

時論……………法學博士 財部 靜治

労働組合法案を評す……………法學博士 河田 嗣郎

說苑……………經濟學士 森 耕二郎

リカアトに於ける労働價值法則の妥當性に就いて……………經濟學士 本庄榮治郎

近世の土地分給政策……………經濟學士 岡崎 文規

都鄙別による離婚率……………經濟學士 岡崎 文規

雜錄……………經濟學士 岡崎 文規

(禁轉載)

矢内原「アダム・スミスの植民地論」を讀みて  
教授の

山本美越乃

去る三月重患に罹りてより以來約半歳の久しきに亘り、或は病院に或は轉地療養に専ら加養を  
事とすべき旨を主治醫より命せられたる予は、暫く内外の新刊書は固より學術雜誌をさへ繙く機  
會を與へられなかつた、然るに幸にして今や健康漸く舊に復し來れるを以て、久して書齋に幽閉  
せられ空しく机上に堆積せられたる學術雜誌より一應目を通さんとして、最初に手にしたるもの  
は東京帝國大學經濟學會發行「經濟學論集」第三卷第四號であつた、同號は本年三月の發行の如く  
に見ゆるも予の寄贈を受けたるは封紙の消印により六月中旬なりしことを知り得た、既に三月に  
發行され六月に寄贈を受けたる該論集中の一文に就き九月に入りて之に應ふべき卑見を草するこ  
とは、如何にも「時」の觀念を無視せるが如くに思はるゝも、一には前述の如く病痼の爲めに之が  
繙讀の機會を得ざりしと、又一には時事問題の論評と異なり既に百數十年前の學者の學說に關す  
る純學問的の批評を主題となせるものなるを以て、發行當時に直ちに之を繙くも半歳後に至りて  
之を繙くも議論の構成上には何等の影響なく、従て六箇十菊の誹りを受くるが如き性質のものに

非すと信ずる所より敢て此の一文を草することゝなした。

諸問題は該論集に掲げられたる矢内原教授の『アダム・スミスの植民地論』中の二三の點に關してある、該論文中専らスミスの對植民地觀の梗概を紹介せる點に付きては、既に今日迄堀切前慶應大學教授、山内東京商科大學教授の論文等もあり、又大正十二年にスミスの生誕二百年を記念せんが爲めに京都帝國大學經濟學會發行『經濟論叢』第十八卷第一號にも卑見と共に其の要旨を紹介し置きたる所と別に異なる新説を發見し得ない、要するにスミスの國富論第四編第七章の要點を紹介したるに過ぎざるを以て、是等の點に關しては茲に重ねて論及するの必要を見ない、唯其の論文中に前掲『經濟論叢』に於て公にせる卑見及拙著『植民政策研究』中にスミスの意見を批評し置ける二三の點に就き論評を加へられたる箇所あるを以て、本論に於ては主として問題を是等の點に限り、同教授の『何ぞそのスミスを正當に讀まざることを甚だしきや』との批評に應ふると共に、更に教授の言を借りて言へば『何ぞスミスを正當に解せざるの甚しきや』との辯駁の辭に代へようと思ふ。

議論を進むる順序として先づ最初に同教授の論文中に卑見を引用して批評を加へられたる點を左に摘録せんに、

- (一) 山本博士は曰く、「あだむ、すみすハ其ノ著國富論中ニ、歐洲近世ノ植民ハ古代ノ希臘羅馬

1) 堀切善兵衛氏『アダム・スミスの植民論』（明治四十四年四月發行三川學會雜誌第五卷第三號アダム・スミス記念號掲載）  
山内正瞭教授『アダム・スミスの植民政策』（大正十三年三月發行商學研究第三卷第三號掲載）



する一切の權力を任意に抛棄し云々」(スミス、一一六頁)……然れども此の如き方法に依る分離は……到底之を實現し得べからざるものなりとして、茲に再び積極的の意見に立歸り、……従來の國家の政策を改むることに依りて、植民地領有の目的を達成せんことに努むべきを提言せり、……スミスはその……最良の策たるべきを信じたるは疑ふ可からず」。——(以下同教授の批評)スミスは、植民地の友誼的分離の場合にも自由貿易の設定を期待し、帝國的結合の場合にもその積極的利益としては自由貿易の設定を豫期した(植民地による費用負擔の問題は單に消極的效果を有するのみ)、彼はどこにもかくにも自由貿易の原則を確立せんことを要求した、それ以外何等かの「植民地領有の目的」の達成を主張したものでない。

(三) 植民地貿易又は統治に於ける獨占的政策が國民全體の不利益に於て少數有力者の利益をはかれる事を指摘するに痛切を極めた、商人の利潤 (profit) と國民の利益 (advantage) とを彼は明快に區別した、彼が後者を主張せるは言ふ迄もない、山本博士がスミスの獨占攻撃を批評して、之れ彼が「自由放任の原則を……當時の各國の植民地貿易の實際に徴して高調せるものなるも、母國植民地間の經濟關係は單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして、更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあるを以て、時と所とに

應じて其の政策に斟酌を加ふるの必要あり」と爲せるは、何ぞそのスミスを正當に讀まざることの甚だしきや<sup>1)</sup>。

以上は矢内原教授の卑見に對する批評なるを以て、假りに此の順序に従ふて重ねて左に卑見を開陳しようと思へる。

(一)の點に就き同教授は「スミスは『歐洲近世の植民』に經濟上の誘因を缺くとは決して言はない、彼の力説せる『貴金屬の蒐集』も亦一の經濟上の動機ではないか」との語を以て評して居らるゝが、抑も此の批評は前掲(一)の卑見に對する批評なりや、將又スミスの意見に對する批評なりや、若しスミスの歐洲近世の植民は古代の希臘・羅馬等の植民の如くに明白なる利害問題を基礎として起れるものに非ず、(“The interest which occasioned the first settlement of the different European colonies in America and the West Indies, was not altogether so plain and distinct as that which directed the establishment of those of ancient Greece and Rome.”)<sup>2)</sup>との意見に對する批評ならば正鵠を射たるものと思はるゝも、此のスミスの言を批評せる予の批評に對する批評なりとせば、全く意味を成さぬものであると考へる、何となればスミスの所謂歐洲近世の植民事業に先鞭を着けたる西・葡兩國民の如きも、其の植民的活動の目的を探求せば主として貴金屬の蒐集及香料の輸入換言せば教授の所謂「亦一の經濟上の動機」より起り居れるに拘らず、スミスは明白なる利害問題

1) 前掲經濟學論集五四頁。  
2) The Wealth of Nations (凡て Cannan 版に據る), vol. II, p. 58.

より起れるものに非すと稱して、此の重大なる經濟上の動機に付きて考慮せざるが如き言明を爲して居るからである。加之、國富論を精語せば往々スミスの説に矛盾の存することは“Prof. Haneyの批評“*Though Smith's thought is justly praised for its moderation, and his style for its attractiveness, the careful reader notices not a few careless, ill-expressed utterances and many inconsistencies*”<sup>1)</sup>を俟つ迄もなく、少しく注意せば何人にも氣付かるゝ所であつて、斯かる場合に強てスミスを辯護せんとする所より無用の説を弄ぶが如きことは慎まねばならぬことである、茲に問題となれる點に於てもスミスの説は明かに矛盾して居ると稱して可い、何となれば國富論第四編第一章『重商主義の原理に就て』の章に於ては、富國とは富者と同様に貨幣を多く有する國と考へらるゝが故に、金銀を集積することは國を富ますの捷徑なりと想像されて居る、従て亞米利加發見後暫くは西班牙人の未知の海岸に到着するや必ず先づ問ふに其の附近に金銀在りやと云ふことを以てした、而して其の答の如何によりて該地方を植民地となすの價値ありや否やを判斷した、

“A rich country, in the same manner as a rich man, is supposed to be a country abounding in money; and to heap up gold and silver in any country is supposed to be the readiest way to enrich it. For some time after the discovery of America, the first enquiry of the Spaniards, when they arrived upon any unknown coast, used to be, if there was any gold or silver to be found in the

1) L. H. Haney, History of Economic Thought, pp. 186—187.

neighbourhood? By the information which they received, they judged whether it was worth while to make a settlement there.....<sup>1)</sup>と稱し、又同第七章第一節中にも、コロムベスに次で西班牙人の新世界に於て企てたる事業も凡て同一の動機(貴金屬を得んとする動機)に出でたるが如し、<sup>2)</sup>.....東印度と通商を開始せんとする計畫は西印度の發見に機會を與へ、之を征服せんとする計畫は西班牙人の植民地の建設に機會を與へた、而して西班牙人が此の征服を爲すに至りし動機は金銀鑛を目的としたるが爲めである、<sup>3)</sup>.....と言へるに拘らず、同節の冒頭に於て前掲の如く歐洲近世の植民は古代の希臘羅馬の植民の如くに明白なる利害問題より起れるものにあらず、と言明せるは矛盾にあらずんば不用意の言であると言はねばならぬ。

『貴金屬の蒐集』.....此の如き明白なる利害問題を基礎として歐洲近世の植民事業は計畫せられたるに拘らず、スマスは古代の希臘・羅馬の植民事業を促したるが如き明白なる動機なしとなせるより、予は之に對して『吾人ノ觀ル所ハ些カ之ト異ナリ』との批評を加へたものである、否卑見を以てせば古代の希臘・羅馬の植民的の活動に於てスマスの考ふるが如き明白なる動機存したりとせば、(予は此の點に付きてもスマスの説に疑ひを挾む者であるが茲には問題外に涉るを以て論及しない)、少くとも近世各國の植民的の活動に於ても明白なる利害問題に關する動機存したりと言ひ得るのである。又矢内原教授は「彼(スマス)はたゞその「必要」より生じたるや否や、有益なる

- 1) The Wealth of Nations, vol. I, p. 396.
- 2) Above, vol. II, p. 64.
- 3) Above, vol. II, p. 66.



結果を生むべき動機なるや否やを疑へるのみである』と附言せらるゝも、這是恐くはスミスの説を正當に解釋せるものでないと思はるゝ、何となればスミスは『亞米利加及西印度に於ける歐洲の植民地の建設は決して必要より起りたるものに非ず、假令之より生じたる利益は甚だ大なりしとは謂へ古代の希臘・羅馬の場合の如くに明白ならず』(The establishment of the European colonies in America and the West Indies arose from no necessity: and though the utility which has resulted from them has been very great, it is not altogether so clear and evident.) と論じ、其の必要より生じたるものに非ず、又有益なる結果を生むべき動機に非ざりしことを明白に斷言し、決して教授の説の如くに是等の點に關して疑ひを抱けるものにあらざることは、原文の前後を熟讀せば了解せらるべき筈なるを以ていある、こは餘説ながら一言して置く次第である。

(二)の點に就きて矢内原教授は『自ら自由主義者たるマッカロックはスミスの植民地放棄論に共鳴して西印度の放棄の損失にあらざる所以を論じ、自ら帝國主義者たるニコルソンはスミスの所謂帝國の計畫の實現を主張した、學者は各々自己の主張を強むるために有利なるスミスの提案を援用することは許される、乍併スミスの推理の順序をほしいまゝに變更し、彼の主張は帝國的結合にありたりと斷定する山本山内兩教授の所説は、ニコルソンに倣ひて完からざるものであり、ミスに對しては勿論十分に忠實なるものと言ふを得ない』との前提の下に予の論文の一節を引用

1) Above, vol. II, p. 60.

し、最後に「スミスは植民地の友誼的分離の場合にも自由貿易の設定を期待し、帝國的結合の場合にも……自由貿易の設定を豫期した、……彼はこにもかくにも自由貿易の原則を確立せんことを要求した、それ以外何等かの「植民地領有の目的」の達成を主張したのではない」と結んで居らるゝ、要するに此處に問題となるは教授の言の如く吾人がスミスの推理を恣に變更せるや、又彼の主張は結局帝國的結合に在りたりとの批判がスミスの説を解するに不忠實なるものなりや、スミスは植民地の分離結合の如きは敢て意に介せず、唯自由貿易の原則をさへ確立せば足り、夫れ以外に何等植民地領有の目的を達成せんことを主張せるものにあらずと云ふが如き、植民地問題に極めて冷然たる態度を持せしや否やと云ふ事に在る。

若し果して教授の言の如くにスミスは唯自由貿易の原則を確立せば足り、植民地の「分離」「結合」の如きは敢て問題にあらずと云ふが如き無關心の態度を持したりとせば、恐くは國富論中に「植民地に就きて」なる長文の一章を特に設くるの必要は存せざりしならん、何となれば假令全く此の章を缺くも自由貿易の原則を確立するの必要に關するスミスの意見は、既に前後の章に於て十二分に盡くされて居るからである、然るにも拘らず尙ほ此の一章を特に設けて植民地問題を縦横に論議せる所以のものは、決して自由貿易の原則の確立以外に何等植民地領有の目的の達成を考慮せるものに非すと云ふが如き冷然たる態度を持したる者でないからである、若しスミスが斯

かる態度を持したりとせば、彼は從來の國家の政策(重商主義的の保護干涉政策)をさへ改めなば植民地の領有は母國植民地の双方にとりて有利なりとの説を此く迄切論するの必要なかりしならん、此の事はスミスの植民地論と共に之と最も密接なる關係を有せる第五編第三章公債論を精讀せば容易に觀取し得る所である、反對論に對する反證として今其の要旨を摘録せば、

當時歐洲諸國は何れも巨額の公債を負擔し、英國も亦之が爲めに苦みつゝありしが、此の苦痛より免るゝの途は歳入の増加を計るか歳出の節減を爲すより他に方法はない、而して歳入の増加に付きては當時の英國の課税法を擴張して之を大英帝國の各地に及ぼさば其の目的を達し得べきも、之には其の擔稅額に應じて是等の各地より英國々會に代議員を選出せしむることを許す様憲法を改正する必要あり、尤も斯かる聯邦組織は憲法の變更と共に異論百出其の實現は頗る困難ならんも、此くせば歳入の増加は之を望み得べく、又各地の幸福繁榮も之を期待し得べし、斯かる提案は或は一種のユートピアの如くに思はるゝならんも無用且空想的のものならざる點に於ては從來のユートピアに優ること遙かなりとの前提の下で、<sup>2)</sup>母國植民地間に適用し得べき各種の租税を指摘し、英本國の諸税中地租は亞米利加及西印度の植民地に於ては其の負擔力母國に於けるよりも大なるを以て好節の歳入源たるべく、又印紙税の如きも之を植民地に適用して收入の増加を計ること難からず、更に關稅に至りては英本國の關稅法を擴張して汎く植民地にも之を及ぼす

1) Above, vol. II, p. 396.

2) Above, vol. II, p. 419.

ことは正義觀念よりするも當然にして、此の如くせば母國植民地間の貿易は沿岸貿易の如くなり母國は植民地の產物に對して廣大なる市場を供する結果、關稅の増加より受くる植民地の苦痛を償ふて餘りあり、以上の三稅は汎く之を植民地に及ぼし得べきも、獨り内地消費稅のみは生産及消費の性質母國と相同じからざるものあるを以て之を植民地に適用するに當りては適宜變更を加ふるの必要ありと論じ、<sup>1)</sup>此の如き方法に依りて植民地に課稅する結果歲入の増加は幾何となり得るやは固より豫じめ之を確定し難きも、人口數に比例して徵稅額を測定せば現在の一千萬磅に比して優に一千六百二十五萬磅以上の歲入を得べく、而して現在の歲入額中より假りに一百萬磅を公債の償還に充つるを得ば前掲の歲入中より六百二十五萬磅を之に充つることは敢て難事にあらず、加之、此の巨額の減債基金は年々公債の利子の支拂ひに應じて増加し、此くして其の額益々増加せば數年後には全公債を償却することを得茲に初めて現今の衰頹せる國力 (“debilitated and languishing vigour of the empire”) を恢復することを得べく、國力一ト度恢復せば人民は重稅の負擔を免れ生活必需品又は原料品に對する課稅の苦痛を脱することを得んと論じ、<sup>2)</sup>當時の衰頹せる國力の恢復を計るの途は植民地をして從來の如く母國の歲入に全然無關係の地位に立たしむることなく、母國植民地間の課稅統一に依りて其の目的を達し得べきことを最も詳細に論究して居る。

1) Above, vol. II, pp. 419—421.

2) Above, vol. II, pp. 422—423.

此の如くスミスは當時の英國の衰頹せる國力の恢復策に關して理想的の一方、方法を提示せるのみならず、更に之が實行上に關しても或は起り得べき反對説に對して細心に豫防線を張り、上述の方法を採用するも植民地に於ては未だ是等の課税に慣れざるより相當の歲月間は寛容を旨とすべく、又植民地住民の生活程度は一般に低きより假令母國と統一的の關稅及内地消費税を課するも豫期の收入を得ること能はざるべしとの杞憂に對しては、亞米利加及西印度の白人の生活状態は其の最下級の者と雖も母國の同階級の者に比して遙に勝り、住民の多數を占むる黒人と雖も其の消費力は母國の下級民に劣ることなし、蓋し彼等をして良好なる勞働者たらしめんとせば業主は之を好遇するを以て利益となすを以てあると述べ、更に又反對論者中には植民地には金銀貨乏しく内地の商業は紙幣に依りて行はるゝが故に、假令課税をなすも之を支拂ふべき金銀なかるべしとの理由を以て反對する者あらんも、之亦以て憂ひとなすに足らず、植民地に金銀貨の僅少なるは其の地方の貧困なるが爲めにあらず、賃金高きに拘らず食料品の低廉なる所に於て住民の金銀貨を所持せざるは其の必要又は利便を感せざるに因る、内地の商業には平素は紙幣を用ゆるも何等の不便を感ずることなし、故に植民地の住民は金銀の如き高價なる通商の用具を得んが爲めに彼等の生産物の餘剰を使用せずして、却て衣服家具其の他植民事業に必要な貨物を購はんが爲めに之を使用するの傾きあり、而して植民地政府も亦内地の商業を營むに充分なる紙幣を住民

1) Above, vol. II, p. 424.

に給するを以て利益となすも、對外商業の場合には其の必要に應じて一般に金銀貨使用せらるゝが故に論者の憂ひは意とするに足らずと論じ、<sup>1)</sup>更に母國公債の償還を植民地に分擔せしむることの決して正義觀念に反するものにあらざることを明かにし、<sup>2)</sup>進んで母國植民地の合併は貿易自由の問題以外に植民地の安寧幸福を増進せしむること大なりとし、<sup>3)</sup>“(They (colonies) would, in point of happiness and tranquillity, gain considerably by a union with Great Britain”)<sup>4)</sup>其の一例として亞米利加植民地に於ける有害無益なる黨派的の争ひを指摘し、是等の黨争は民心を離反せしめ政府の安固を脅かすの虞れあるを以て、合併に依り其の弊を防止するに非ずんば終に母國と分離するの危険あり、然るに若し之を母國に合併せば現今英帝國の何れの所に於ても見る能はざる和衷協同の樂みを享くることを得べし、<sup>5)</sup>“(In the case of a union……the colonies would probably soon enjoy a degree of concord and unanimity at present unknown in any part of the British empire.”)

此の合併に依りて植民地は一時課税の負擔を増すべきも、是等の課税は公債を償却せんが爲めに課するものなるが故に、之を償却すると共に課税の多くは廢止せられ永久に植民地を苦むるものにあらずと云ふが如き點に至る迄注意し、<sup>6)</sup>當時の衰頹せる國力を恢復する一方法としては植民地を母國に合併して統一的の課税制度を實行し以て歳入の増加を計るに在りとし、又此く爲すことが聽て母國植民地双方の安寧幸福を増進せしむる所以なりとの意見を細かに論じて居る。

1) Above, vol. II, pp. 425-427.  
 2) Above, vol. II, p. 429.  
 3) Above, vol. II, p. 430.  
 4) Above, vol. II, p. 431.  
 5) Above, vol. II, p. 431.

以上予がスミスの要旨を比較的長く引證したる所以は、矢内原教授がスミスは自由貿易の原則を確立せんことを要求した以外に何等植民地領有の目的を達成せんことを主張したものでないこと云ふ批評の、毫もスミスの説に立論の根據を置かざる獨斷的のものであり、從てスミスの説の紹介としては不完全極まるものであると云ふことを立證せんが爲めに他ならぬ、教授はポーターがスミスを評して“*Our author is more cosmopolitan than patriotic.*”と言へる語を捉へて、スミスを今日謂ふ所の國際主義者であると評して居らるゝが、元來『國際主義者』なる語夫れ自體が術語としては頗る明確を缺ける漠然たる語なるを以て茲に深く追究するの要なきも、スミスは單に自由貿易の原則を確立せんことを要求せる以外には植民地に對して何等積極的の意見を有したるものに非ずと云ふが如き獨斷説に安んぜる教授の眼には或は此く映するやも知れざるも、前述の如く當時の英國の財政状態殊に其の收支の不適合に原因せる國力の衰頹を默視するに忍びず、之が恢復の一方法として母國植民地の合併統一を提言せるスミスの半面を國富論中に窺ひ得る吾人は、唯盲目的にポーター一派の批評を以てスミスの全豹を評し得たるものとして無鑑査に之を受取るゝことは出來ぬ、否スミスの如きは漠然たる國際主義者ではなく愛國的(Patriotic)の熱誠に充てる眞個の學者であると評して可い。

以上述べたる歲入の増加に關する積極的の提案に付きては、スミスは全然其の實現の可能性を

缺ける空想的のものは考へて居なかつた、此の事は彼自ら此の提案は其の實行上に幾多の困難と障碍を伴ふことは之を認むるも、従來のユートピアの如くに無用且空想的のものではないと謙遜しつつ、然かも尙ほ強き自信力を以て言明せるに徴しても之を知ることが出来る、併し此の積極的の提案に依る歳入増加の策にして採用せられずとせば當時の財政の急を救ふの途は結局支出を節して經費の節減を計るより他なしとし、其の積極的の提案に對しては或は理論上より或は實行上より滔々數千言を費して力説しつつあるに拘らず、消極的の經費の節減に關しては僅かに『公債論』の末尾に附言して居るに過ぎぬ、以てスミスが如何に其の積極的の提案に重きを置き、假令當時の人々には夫れが一種のユートピアの如くに考へられ、或は自己の利益の爲めに或は其の地位の擁護の爲めに之に反對する者ありとも、其の齎すべき實益は頗る大なることを能く國民に理解せしめんことに努めたか分る、國富論を讀む者は須く之を當時の英國の國情と對照してスミスの眞意を理解せんことに心懸くべきである。

(三)の點に就きては予が母國の商業政策に關して、スミスが獨占會社主義若くは特定貿易港主義を採れる和蘭、西班牙、葡萄牙等の政策を排して、自由主義即ち英國主義を以て最も理想的のものとなせるを評して、『母國植民地間の經濟關係は單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして、更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあるを以て、時と所とに



應じて其の政策に斟酌を加ふるの必要あり」と言へるに對し、矢内原教授は「何ぞそのスミスを正當に讀まざることの甚だしきや」との一大鐵槌を下して居らるゝが、併し幸にして此の鐵槌は予には微傷だも負はしめざりしことを茲に告白して自ら慰むる次第である、元來此の批評に付きても亦予は其の何の意たるやを解するに苦む者なるも、教授が其の前文に於て「商人の利潤 (Profit) と國民の利益 (Advantage) とをスミスは明快に區別した、(こはニコルソンの言たる "Profit and national advantage are distinguished" を教授は其の儘借用したものである)、彼が後者を主張せるは言ふ迄もない」と、極めて無雜作に此の問題の取扱はるゝ所を見ると、恐くはスミスが獨占會社主義若くは特定貿易港主義等に反對せるは予の所謂「一般國民經濟上の見地より」なせるものなるに、予が「單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして云々」と言へるは、スミスを解せざるものなりとの意ならんと察せらるゝも、若し果して然りとせば此の如きことは予を以て觀れば殆ど論議するの價值なき問題であると考へる、教授の論理に従へばスミスは Profit と Advantage とを嚴密に區別して、前者を個人の利益後者を國民の利益なる意味に使用しつゝあるが故に、彼も亦一般國民經濟上より問題を考察せることは之を疑ふべからずと云ふことゝなるも、假りにスミスが其の用語を教授の言ふが如くに明快に區別したりとするも (予が茲に假りにと言へるは後に述ぶるが如くスミスはニコルソン並に之に倣へる教授の言の如くに Advantage なる語を必ず

しも一般國民の利益なる意味に使用して居らぬからである)、スミスの經濟學說の根柢を成せるものは自由放任の學說なることは茲に絮說する迄もなく何人も夙に知悉せる所である、換言せば個人の經濟的活動の自由を尊重し之を中心として當時の保護的干涉制度に反對したる點に在る、彼が獨占を攻撃する根本の理由も亦獨占は此の個人の經濟的活動の自由を妨ぐる最も有力なる鐵條網であるに信じたからである、此の如く個人の經濟的活動の自由を尊重して其の學說の根據を此處に置く結果、之を妨ぐるが如き獨占的の經濟組織に反對しつゝあるを以て、Profit & Advanceの用語の區別論の如きは抑も末にして、根本に於てスミスは個人の經濟的活動の自由を主張する見地より獨占を非難しつゝあるものと評して差支ない、故に予は母國植民地間の經濟關係は單に之を個人經濟的の見地のみより考察すべからずして、更に一般國民經濟上の見地より考慮せざるべからざるものあることを述べたる次第であつて、其の意は例へば植民地の富源の開發に就きて觀察するも、スミスの說に従へば是等は全く各人の自由活動に委ねらるべきものなりと云ふことゝなるも、對植民地の事業に付きては其の本質普く母國人に知悉せられざるものあると、又政治上社會上及經濟上に於ける諸種の異なる事情の爲めに當初は相當の危險を豫期せざるべからざるが故に、之を各人の自由活動に委ぬる時は或は全く棄て、顧みられざるか若くは一部の投機的企業者にのみ好餌を與へ、之が爲めに却て植民地の堅實なる發達を妨ぐるの虞れあるを以

て、斯かる場合には適當の制限の下に或種の特權を賦與せる獨占的の機關をして之に當らしむることの一般國民經濟上より觀察して必要且有利なることがあると云ふの類である。(植民地開發の當初には或種の特權を賦與せる獨占的の會社をして事業計畫の任に當らしむることの、却て母國植民地の双方の爲めに有利なるものあることは植民史上に幾多の實例の存する事柄である)。

加之、更に一步を進めて國富論を検討する時は、矢内原教授がニコルソンの言を其の儘借用して Profit ʸ Advantage を對立せしめ、前者を『商人の利潤』後者を『國民の利益』と『明快に區別し』てスミスが使用したるもの、如くに説くこと夫れ自體に於て既に大なる疑問の存することを發見するであらう、何となればスミスは Profit なる語を今日謂ふ所の資本に對する分配即ち利子 Interest に該當する意味に屢々使用し、(“All the original sources of revenue, the wages of labour, the rent of land, and the profits of stock, the monopoly renders much less abundant than they otherwise would be.”) (Profit を『商人の利潤』とのみ解し之を『國民の利益』と對立せしめて論證せんとすることの妥當ならざるは此の句を以ても之を知ることが出来る) 更に又 Advantage なる語も教授の言の如くに一般國民の利益なる意味にのみ使用されて居らぬ、否却て反對に國民中の少數者の利益と云ふ場合に此の語を用ひ、一般國民の利益と云ふ場合には往々 Interest なる語を使用して用語上に於ても決してニコルソン及其の言を援用せる矢内原教授の説を裏書して居

1) Above, vol. II, p. 112.

らぬからである。(“It is thus that the single advantage which the monopoly procures to a single order of men, is in many different ways hurtful to the general interest of the country.”) 1) は餘りに用語の詮索に亘るが如きも本問題と密接の關係を有し、且動もすればニコルソンの背景に依りて讀者を誤れる見解に導くの虞れあるを以て、茲に一言せる次第である。

要之、予は(三)の點に關する教授の批評の矢は其の標的何れに在るやを知るに苦む者である、矢を放たんと欲せば先づ其の標的を正視することが肝要であるが、此く言ふ自らも亦其の標的を逸し居るやも計られざるも、兎に角予の理解せる範圍に於て教授の批評に應へんと欲する點は以上をもつて略ぼ盡くせるが故に、茲に筆を擱かんとするに當り教授によりて更にスミスの著書を緝くの機會を與へられたることを感謝する。(完)

經濟學士長田三郎氏は「スミスの植民地論に就て矢内原教授の教を乞ふ」なる一篇を本誌に寄せられたるも、右は編輯の都合により、次號の本誌に掲載することとせり。

(編輯委員)

1) Above, vol. II, p. 114.